

災害発生時の心得くむやみに移動を開始せず、落ち着いた行動をく

大規模な災害が発生すると公共交通機関が運行を停止し、帰宅が困難になることが予想されます。

しかし、災害発生時に多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始めると、火災や沿道の建物からの落下物などにより負傷する危険があるばかりでなく、災害時に優先されるべき救助・救急活動の妨げとなります。

【災害発生時には「むやみに移動を開始しない」】▼まずは自分の身の安全を確保しよう。▼職場や集客施設等の安全な場所にとどまろう。▼災害用伝言サービスにより家族の安否や自宅の無事を確かめよう。

▼交通情報や被害情報などを入手しよう。

【日ごろから準備しておきたいこと】▼携帯ラジオや地図を持ち歩こう。▼職場などに歩きやすいスニーカーや懐中電灯、手袋、飲料水や食料などを用意しよう。▼事前に家族などと安否確認の方法や集合場所を話し合っておこう。▼徒歩やバスにより帰宅経路の状況を確認しておこう。(千葉県や九都県市ではコンビニやガソリンスタンド

等と徒歩帰宅支援協定を締結しており、水道水、トイレや交通情報などを可能な範囲で提供して頂きます。)

災害用伝言サービス「災害時の安否確認方法を確認しよう」

【災害発生時には災害用伝言サービスの活用を】平成23年3月に発生した東日本大震災では、家族などとの安否確認の電話が大量に殺到し、県内でも電話がつながりにくくなりました。

こうした災害の発生時でも家族や知人との安否確認や避難先の連絡等を行うことができるのが災害用伝言サービスです。

災害用伝言サービスは、毎月1日と15日などに体験利用ができましたので、この機会に家族や知人との安否確認方法を確認しておきましょう。

【災害用伝言ダイヤル(171)】

震度6弱以上の地震などの大きな災害が発生したときに、被災地の方が「171」の番号をダイヤルすると、自宅の電話番号あてに音声による安否情報を録音することができ、電話番号を知っている方であれば、全国から再生ができて

ます。

一般電話、公衆電話、携帯電話PHS、スマートフォンから利用ができます。

《伝言の登録方法》▼「171」に

ダイヤルします(ガイダンス(案内)が流れます)。▼録音するには「1」をダイヤル。▼自宅の市外局番からの電話番号をダイヤルし、ガイダンスに従ってメッセージを録音します。

《伝言の再生方法》▼「171」に

ダイヤルします(ガイダンス(案内)が流れます)。▼再生するには「2」をダイヤル。▼安否を確認したい相手の市外局番からの電話番号をダイヤルし、ガイダンスに従って再生します。

【災害用伝言板】震度6弱以上の地

震などの大きな災害が発生したときに、携帯電話・PHSのインターネット接続機能を使い、自身の安否情報を文字で登録することができ、電話番号をもとに全国の携帯電話・PHSから登録された安否情報を確認することができます。

携帯電話、PHS、スマートフォンから利用ができます。

《伝言の登録方法》▼メニューのトップページから「災害用伝言板」

を選択。▼「災害用伝言板」の中

の「登録」を選択。▼次の4つの選択肢のうち該当するものに✓チェック(□無事です。□被害があります。□自宅にいます。□避難所にいます)。▼任意のコメントを入力(100文字以内)し「登録」を押す。※コメントの例：今、家族全員で〇〇小学校にいます。

《伝言の再生方法》▼メニューの

トップページから「災害用伝言板」を選択。▼「災害用伝言板」の中の「確認」を選択。▼安否情報を確認したい人の携帯電話・PHSの番号を入れ、「検索」を押す。▼伝言が登録されていると、一覧が表示されるので、確認したい安否情報を選択。

【安否情報まとめて検索「Jan Pi」】「電話番号」または「氏名」

を入力することで、各通信会社が提供する災害用伝言板、各企業・団体が提供する安否情報(テキスト情報)を一括で検索し、結果をまとめて確認することができます。なお、安否情報の検索は、パソコン、インターネット接続に対応した携帯電話、スマートフォンで可能です。

《「Jan Pi」の検索ページ》
<http://anpi.jp/>

会員組合構成員事業主の皆さまへ

次世代育成支援対策推進センター（千葉県中央会）からのお知らせ

◆ 少子化や共働きの増加に対応した働き方を整備

本会では、厚生労働大臣より「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、一般事業主行動計画策定のためのご相談をお受けしております。

☆ 一般事業主行動計画の策定・届出について

一般事業主行動計画（以下「行動計画」とは、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

☆ 行動計画策定の流れ

① 自社の現状・ニーズ等を把握

- ◇ 行動計画が企業の実情に即したものとなるように、仕事と子育ての両立にあたって障害となっている事項や、従業員のニーズを把握します。
- ◇ 例えば、過去5年程度を遡って以下のような事項を調べます。自社の課題が見えてくるはずですよ。▽妊娠・出産を機に退職する従業員がどれくらいいるか。▽子育て中の従業員がどれくらいいるか。▽育児休業、子の看護休暇、育児のための柔軟な働き方などの、性別や年齢別の利用者数はどうなっているのか。平均的な利用期間はどのくらいか。休業者が行っていた業務は、どのように処理されているか。
- ◇ また、従業員のニーズを把握するにあたっては、以下のような項目を調べます。
▽ワーク・ライフ・バランス支援制度の認知度、利用意向▽現在の支援制度に対する満足度▽仕事と子育ての両立で苦労している点▽労働時間の短縮や年次有給休暇の取得への希望▽今後、会社で検討・実施してほしい支援制度 など

② 行動計画内容を決定

- ◇ 課題の優先順位づけ…ある程度課題が見えてきたら、各課題に優先順位をつけます。雇用環境の改善には一定の期間を要します。経営層の判断も仰ぎながら、優先順位を決定することも必要となるでしょう。
- ◇ 目標を決める…次に行動計画として盛り込むのにふさわしい目標を決定します。現状分析により得られた情報から、「行動計画策定指針」の「七 一般事業主行動計画の内容に関する事項」に掲載されている項目を、行動計画の目標としましょう。目標はいくつでも設定できます。
- ◇ 目標は可能な限り、定量的な数値目標としましょう（例 平成〇〇年までに育児休業取得率を男性〇%、女性〇%とする）。
- ◇ 自社の両立支援の取組をチェックできる両立指標も活用してみましょう。
- ◇ 目標の計画期間を決める…計画の期間は、各企業の実情を踏まえて設定します。

③ 行動計画を公表し、従業員に周知を図る。

- ◇ 一般への公表…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を一般に公表します。公表の方法として、自社のHPへの掲載、厚生労働省が運営するサイトである「両立支援ひろば」への掲載、県の広報紙・日刊紙への掲載などがあります。インターネットが使用できない企業では、事業所の見やすい場所への掲示や備え付けでも差し支えありません。
- ◇ 従業員への周知…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を従業員に周知します。周知の方法として、事業所の見やすい場所への掲示や備え付け、従業員への配布、電子メールでの送付・イントラネットへの掲載などがあります。

④ 行動計画を策定した旨を千葉労働局へ届け出る

- ◇ 行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第一号）を郵送、持参、電子申請により、千葉労働局雇用均等室に届け出て下さい。なお、行動計画そのものを添付する必要はありません。

⑤ 行動計画を実施。

- ◇ 行動計画に掲げた対策を実施し、目標を達成するために取り組みます。

お問合せ：ご相談は本会経営支援部 渡邊（推進員）、池澤まで（☎ 043-306-3282）